

八幡平市監査委員告示第 4 号

令和 6 年 12 月 25 日付け八監査第 122501 号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 20 日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

措置内容 別紙のとおり

令和6年度財政援助団体等監査指摘事項の措置状況等通知書

商工観光課

令和6年10月11日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
(1) 八幡平市商工会 ① 八幡平市商工振興対策事業（商工業担い手育成事業）に係る変更承認申請の時期について【指摘事項】 令和5年度の八幡平市商工振興対策事業（商工業担い手育成事業）について、当該補助金要綱第3条関係「別表第2」には、変更承認申請書の提出期日を「変更の理由が生じた日から起算して15以内」と明記されているにもかかわらず、同会は、市に対して、事業が終了した後に、経費の配分の変更及び事業内容の一部変更を内容とする変更承認申請を行い、市は、これを容認して、変更承認通知を行っている。これは明らかに不適切である。当該事業は、子ども向け職業体験学習会事業と従業員交流定着促進事業の二つの事業種目で構成されているが、前者の事業においては出展事業者等の増に伴う経費の増額、また、後者の事業においては、令和6年3月21日に実施した研修会において、研修会終了後に交流会の開催を予定していたが、インフルエンザ等の感染症の流行に伴い、当該交流会の開催を中止したため、事業費に減額が生じたとし	関係例規に基づき、適正な執行に努めるよう、八幡平市商工会に対して指導を行った。	変更承認申請の時期については、関係例規に基づき、適正な執行に努めるよう、八幡平市商工会に対して指導を行っている。 進捗状況、今後の予定等を共有・確認し適切な管理を行う。	令和7年 3月31日 八幡平市商工会に対して指導

て、令和6年3月27日付けで変更承認申請書を市に提出し、市は、同日付けで変更承認通知を行っている。本来、変更承認申請書は、事業内容を変更しようとする前に市に提出し、市から変更承認通知を受けた後に事業を実施すべきものである。今後においては、補助事業者である八幡平市商工会は、補助金交付要綱に規定する内容を十分に理解した上で、事前に担当課と相談・協議を行いながら、適切に補助事業を実施すること。また、商工観光課においては、八幡平市商工会を適切に指導し、適正な補助金の執行に努めること。			
② 八幡平市商工振興対策事業費補助金交付要綱第2条関係「別表第1」について【指摘事項】 当該補助金交付要綱の第2条関係「別表第1」について、「補助額」欄に「商工会に対する県の補助金の額（当該年度交付決定額）の2分の1以内で市長が定める額」とあり、また「種類」欄には「経営改善普及事業及び運営と振興対策事業」と記載されているが、「振興対策事業」（地域総合振興事業）に対する県の補助金は交付されていないにもかかわらず、市は補助金を交付している。このことについて、担当課である商工観光課の説明は、『「経営改善普及事業及び運営と振興対策事業」全体を1つの事業として捉えており、細目事業への標記補助金の配分は、県補助金の交付の有無に関わら	関係例規に基づき、適正な執行に努めるよう、八幡平市商工会に対して指導を行った。	八幡平市商工振興対策事業費補助金交付要綱（経営改善普及事業及び運営と振興対策事業）（平成30年八幡平市告示第88号）を令和7年3月に改正し、経営改善普及事業について、補助額を商工会に対する県の補助金の額（当該年度交付決定額）の2分の1以内で市長が定める額、振興対策事業について、市長が定める額とし、交付要綱に基づき、適正な執行に努めるよう、八幡平市商工会に対して指導を行っている。	令和7年3月28日改正告示、令和7年3月31日八幡平市商工会に対して指導

ず充当を認めている」とのことであるが、補助金交付要綱「別表第1」の記載内容を読む限りにおいて、同課の説明は合理性に欠けると言わざるを得ない。また、当該事業の「支出明細書」の事業区分欄を見ると、「経営改善普及事業（県補助事業）」と「地域総合振興事業」は明確に分けて記載されており、前者には県補助金が充当され、後者には県補助金の充当はない。これは、別表に記載している「県の補助金の額（当該年度交付決定額）の2分の1以内で市長が定める額」と明らかに矛盾する。よって、同課の「全体を1つの事業として捉えている」との説明には無理がある。条文の内容を都合よく拡大解釈してはならない。 なお、監査の場において、同課の最終的な見解について、書面での提出を要請したところ、監査日の20日後に監査委員に提出された回答書には、「疑義が生じる事の無いよう、八幡平市商工振興対策事業費補助金交付要綱の改正を検討してまいります。」と記載されている。今後において、適切に補助事業を遂行するため、当該補助金交付要綱の一部改正を行うのが適当である。			
---	--	--	--